

財務省告示第三百三十六号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年二月十五日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十九年四月九日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

合 計	利付国債 （変動・十年）							国債の名称
	第十回	第二十九回	第三十六回	第四十三回	第四十三回	第四十三回	第四十三回	記号
六百五億円	五十億円	百二十億円	五十億円	二十五億円	二百億円	百五十五億円	五億円	総額面金額の
	九十七円十銭	九十四円十四銭	九十三円六十銭	九十三円七十銭	九十九円三十銭	九十九円四十銭	九十九円四十銭	額面金額の買入